

送信日 令和3年(2021年)8月20日

発信文書の件名 食中毒警報の発令について

令和3年(2021年)8月20日 10時00分、食中毒警報第 12 号を発令しました。

1 発令期間 : 令和3年(2021年)8月20日 10時00分から  
令和3年(2021年)8月23日 10時00分まで  
( 72 時間)

## 2 発令基準

- (○)①日最高気温28℃以上が予想される場合
- ( )②前2日間のそれぞれの日最低気温が20℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合
- ( )③前2日間のそれぞれの日平均気温が23℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合
- ( )④その他保健所長が特に必要と認める場合

## 食中毒警報発令中の注意！

- 1 調理をするときは、包丁、まな板、ふきん等は洗浄・殺菌をしましょう。
- 2 調理は迅速に行い、調理後は速やかに提供しましょう。
- 3 加熱調理する食品は、中心まで十分に加熱しましょう。
- 4 調理した食品は2時間以内に食べましょう。
- 5 魚介類は、真水でよく洗浄し、調理しましょう。
- 6 卵、魚介類、食肉等は、調理直前に冷蔵庫から取り出しましょう。
- 7 手指は、調理前や盛り付けする際、用便のあとなど、よく洗浄し消毒しましょう。

※全道における警報発令状況については、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課のホームページ  
(URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/syokuhin-index.htm>)でご確認いただけます。

北海道江別保健所生活衛生課食品保健係

TEL 011-383-2111

FAX 011-383-2185

北海道江別保健所石狩支所

TEL 0133-74-1142

FAX 0133-74-1147